

ヘルパーステーション ブレス南花田 ご利用料金

介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 2770101638

基本料金		要支援区分	1月あたりの介護報酬（単位）		介護保険適用時の1月あたりの自己負担額（地域区分10.70円）単位：円			
（Ⅰ）週1回程度のご利用		要支援1	1,176 単位		1割	1,258	2割	2,517
							3割	3,775
（Ⅱ）週2回程度のご利用		要支援2	2,349 単位		1割	2,513	2割	5,027
							3割	7,540
（Ⅲ）（Ⅱ）を超えるご利用		要支援2	3,727 単位		1割	3,988	2割	7,976
							3割	11,964
同一建物減算		ケアハウスにご入居されている方のみ10%割引になります。						
加算料金		1回あたりの介護報酬	介護保険適用時の1月あたりの自己負担額（地域区分10.70円）単位：円					
基本加算	サービス提供責任者 初回（同行）加算	200 単位	1割	214	2割	428	初回訪問月に訪問又は同行訪問を行った場合に加算されます。	
					3割	642		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）245/1000								

※表記費用につきましては、すべて税込料金となります。

訪問介護

身体介護		1回あたりの介護報酬：特定事業所加算Ⅱ100分の10含む	1回あたりの自己負担額：地域区分単価10.7含む 単位：円						
身体01（～20分未満）		179 単位	1割	192	2割	384	3割	576	
身体1（20分～30分未満）		268 単位	1割	287	2割	574	3割	862	
身体2（30分～1時間未満）		426 単位	1割	455	2割	911	3割	1,366	
身体3（1時間～）		624 単位	1割	667	2割	1,335	3割	2,002	
1時間以上（30分ごと）		90 単位	1割	97	2割	193	3割	290	
生活援助		1回あたりの介護報酬 特定事業所加算Ⅱ100分の10含む	1回あたりの自己負担額 地域区分単価10.7含む 単位：円						
生活2（20分～45分未満）		197 単位	1割	211	2割	421	3割	632	
生活3（45分以上）		242 単位	1割	259	2割	518	3割	777	
身体介護を行った後、生活援助を行う場合			介護報酬 特事Ⅱ含む	1回あたりの自己負担額 地域区分単価10.7含む 単位：円					
身体1生活1（身体20～30分未満の後、生活援助20～45分）			340 単位	1割	364	2割	727	3割	1,091
身体1生活2（身体20～30分未満の後、生活援助45～60分）			411 単位	1割	440	2割	880	3割	1,321
身体2生活1（身体30～60分未満の後、生活援助20～45分）			497 単位	1割	532	2割	1,064	3割	1,596
身体2生活2（身体30～60分未満の後、生活援助45～60分）			569 単位	1割	609	2割	1,217	3割	1,826
身体3生活1（身体60～90分未満の後、生活援助20～45分）			695 単位	1割	744	2割	1,488	3割	2,232
身体3生活2（身体60～90分未満の後、生活援助45～60分）			767 単位	1割	820	2割	1,641	3割	2,461

※表記費用につきましては、すべて税込料金となります。

加算料金		1回あたりの介護報酬	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額		内容	
基本加算	特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の100分の10	左記の10分の1		法令で定める基準を満たしている為、全員の方に加算されます。	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）245/1000						
減算	同一建物減算	所定単位数の100分の10	左記の10分の1 単位：円		ケアハウスにご入居されている方のみ	
別途加算	サービス提供責任者 緊急訪問加算	100 単位	1割	107	2割	214
					3割	321
加算	サービス提供責任者 初回（同行）加算	200 単位	1割	214	2割	428
					3割	642

□割増料金（基本単位に対して）

区分	時間帯	割増料金率
早朝	（午前 6時～午前 8時）	基本料金の25%増し
夜間	（午後 6時～午後10時）	基本料金の25%増し
深夜	（午後10時～午前 6時）	基本料金の50%増し

※介護予防については、1月あたりの料金ですので、時間割増等はありません。

☆やむをえない事情で、かつご利用者様の同意を得たうえで、2人訪問した場合は、2人分の料金となります。

☆上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。